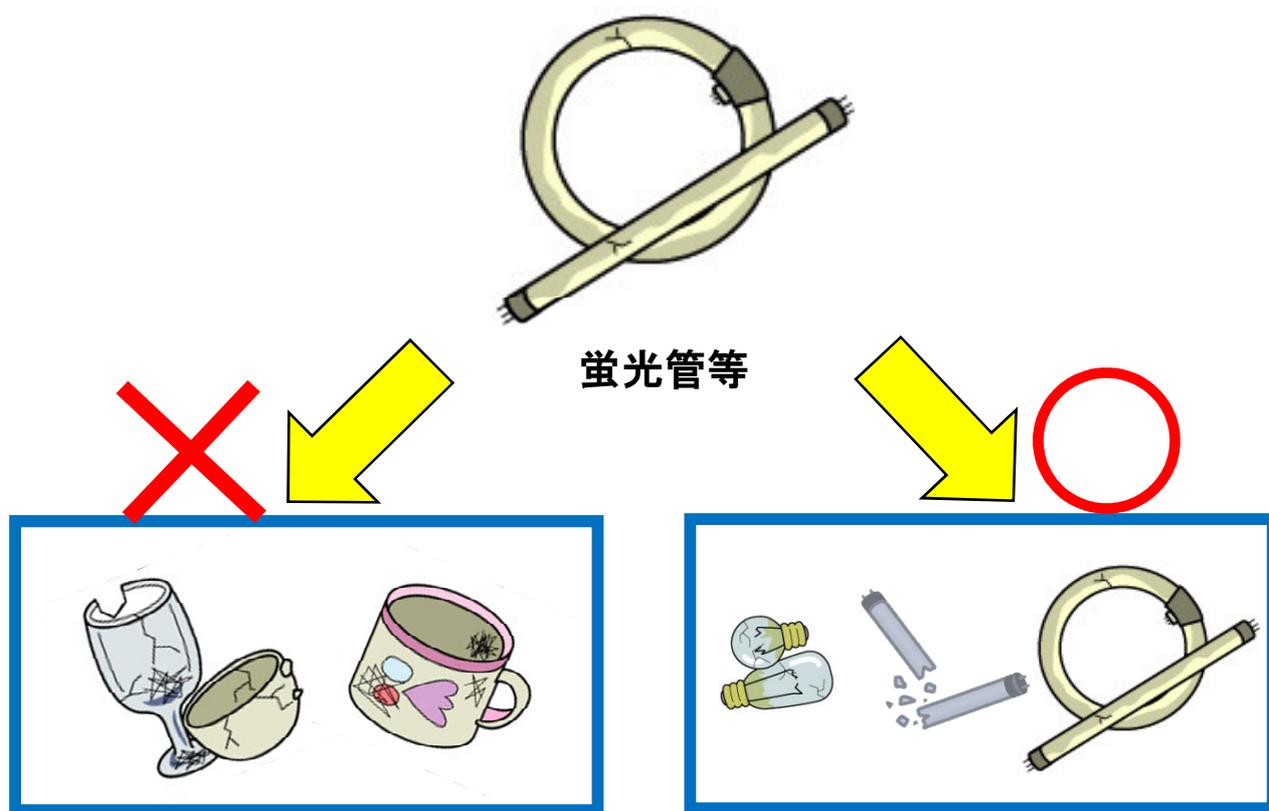


八代市環境センターからのお願い

最近、資源の日に **蛍光管等** が「**ガラス陶磁器類**」のコンテナに排出されているのが散見されます。

本市では「**ガラス陶磁器類**」だけを唯一、最終処分場で埋立処分しておりますので、水銀を含む **蛍光管等** が「**ガラス陶磁器類**」に含まれていると埋立処分できなくなります。

蛍光管等 は、割れていても間違いなく「**有害危険物**」のコンテナに排出していただきますようお願いいたします。



ガラス・陶磁器類

蛍光管等は「有害危険物」へ!

※イラストの一部は「経済産業省3R政策」のホームページから使用しています。

お問い合わせ：環境センター管理課 32-4675